

喜多方市章取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市章（以下「市章」という。）を市以外の者が印刷物等に使用する
場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 市章を使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の尊厳並びに品位を損なわないものであること。
 - (2) 営利、売名、政治的活動又は宗教的活動を目的としないものであること。ただし、営利
を目的としたものに使用する場合においては、使用によって利益が生じるおそれがないも
のであること。
 - (3) 市の事業と混同されるおそれのないものであること。
 - (4) 期間を定めて使用されるものであること。
 - (5) 喜多方市章を定める件（平成18年喜多方市告示第66号）に定める形状及び色を変える
ことなく表示できるものであること。
- 2 前項第5号の場合において、喜多方市章を定める件に定める色以外の単色による表示及びネ
ガティブ表示を使用することができるものとする。

(使用の承認)

第3条 市章を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喜多方市章使用申請書（様
式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 市章を使用しようとする事業の事業実施計画書
 - (2) 市章使用に係る作成資料等の見本・図案等
 - (3) その他市長が特別に必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその申請内容を審査し、市章使用承
認通知書（様式第2号）又は市章使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知する
ものとする。

(承認事項の変更)

第4条 前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更
のあったときは、市章使用承認事項変更届出書（様式第4号）により速やかに届け出なければ
ならない。

(承認の取消し等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消し、又は使
用を差し止めることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。
 - (2) 承認を受けた使用目的以外に使用したとき。
- 2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあった場合でも、市はその責め
を負わない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。